霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（介護・障害者（児）施設等）給付金

の交付に関する手引き

霧島市　長寿介護課

霧島市　障害福祉課

**１　趣旨**

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減し、事業継続支援することを目的とし、市内で介護サービス・障害福祉サービス等を提供する施設を対象として、臨時的に給付金を支給します。

**２　支給対象事業者**

令和５年４月１日時点で、霧島市内において以下のサービスを提供する事業者

|  |
| --- |
| 施設種別 |
| 〇訪問系介護施設等  訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、地域包括支援センター  　居宅介護支援事業所、福祉用具貸与・販売  〇通所系介護施設等  　通所介護、通所リハ、地域密着通所介護、認知症デイサービス、短期入所生活  　介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護事業所、看護付多機能居宅  　介護事業所  〇施設系介護施設等  　特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護  　養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、  　介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム  □訪問系障害者（児）施設  ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護  ・計画相談支援（障害児相談支援も含む）  □通所系障害者（児）施設  ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労定着支援、  短期入所  ・児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、  保育所等訪問支援  □施設系障害者（児）施設  ・施設入所支援、共同生活援助 |

**３　支給額**

下表のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| **施設種別** | **給付金の額(円)** |
| 訪問系介護施設等 | ５０，０００ |
| 通所系介護施設等 | １００，０００ |
| 施設系介護施設等 | １００，０００ |
| 訪問系障害者（児）施設 | ５０，０００ |
| 通所系障害者（児）施設 | １００，０００ |
| 施設系障害者（児）施設 | １００，０００ |

上記事業所種別において、１つの事業所番号で複数種のサービス指定を受けている場合は、１つの事業所と見なします。

※訪問リハビリ、訪問看護、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所療養介護（ショートステイ（医療））の事業所は、みなし指定事業所も含みます。（

※計画相談支援については、障害児相談支援を受けている場合も１つの事業所とみなします。

**４　支給申請の流れ**

（１）申請書の受付開始

令和６年４月15日（月）～令和６年７月31日（水）

※郵送の場合、令和６年７月31日の消印有効

（２）申請方法

原則としてメールでの提出をお願いします。難しい場合は、持参または郵送でも構いません。郵送で提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお願いします。

【お問い合わせ】〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号　霧島市役所　長寿介護課/障害福祉課

メールアドレス：[e-kaigosyougai@city-kirishima.jp](mailto:e-kaigosyougai@city-kirishima.jp)（※専用メール）

（３）申請書類と添付書類

①申請書兼請求書（様式第１号）

市所定の様式（エクセル）に入力してください。

※入力するのは「入力フォーム」シートのみです。入力内容が自動的に反映されますので、他のシートに入力する必要はありません。

②添付書類

※メールで提出する場合

　・申請書兼請求書（様式第１号）の電子データ

・介護・障害福祉サービス費等支払決定額通知書（令和６年５月以降審査分（写し））

　※介護サービスの提供がない施設は、当該事業所の継続が証明できる書類

・振込先通帳（給付金を振込希望の口座に係る通帳の写し）

（４）申請に必要な書類の入手方法

本市のホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city-kirishima.jp/kou-shougai/bukkakoutou/2024bukkakoutou.html>

（５）申請書の審査

申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。申請書の審査の結果、給付金の支給が決定した場合は、交付決定通知書を申請者の所在地に発送します。

（６）給付金の支払い

申請を受付後、支給までは約１カ月を予定しています。２カ月経過しても振り込みがない場合はお問い合わせください。

（７）給付金の返還

給付金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により給付金を受領した場合は、給付金の交付決定を取り消したうえで、一部もしくは全額を返還していただきます。

【お問い合わせ】〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号　霧島市役所　長寿介護課/障害福祉課

メールアドレス：[e-kaigosyougai@city-kirishima.jp](mailto:e-kaigosyougai@city-kirishima.jp)（※専用メール）

**５　Ｑ＆Ａ**

Ｑ１：同じ法人で複数の施設を運営している場合はその種別全てにおいて対象となるか。

Ａ１：対象となるサービス種別であれば、対象となります。申請時に法人内で運営する交付金の対象となるすべての施設種別分をまとめて申請してください。同一法人での申請はまとめて提出いただきますようお願いします。

Ｑ２：令和５年４月１日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

Ａ２：対象になりません。今回の給付金は、過年度から長引くコロナ禍や物価高騰等の影響を受けている施設に対する支援を目的としており、その趣旨から外れるため対象外です。

Ｑ３：電気代やガス代等の実績報告は必要か。

Ａ３：実績報告は不要です。ただし、要綱第８条の規定に基づき、本給付金に係る関係書類等は令和６年度から５年間保存してください。

Ｑ４：やむを得ない理由により、令和５年４月１日時点で休止している、もしくは申請受付期間中（９月１日～１０月３１日）に休止している場合はどうすればよいか。

Ａ４：個別に長寿介護課・障害福祉課までご相談ください。

Ｑ５：添付書類として、介護・障害者（児）サービス費等支払決定額通知書の内訳書は必　要か。

Ａ５：内訳書は不要です。

Ｑ６：添付書類の障害福祉サービス費等支払決定額通知書は、なぜ「令和６年５月審査分」なのか。

Ａ６：本交付金は「令和６年４月１日時点で施設を運営する事業者」を対象としているため、「令和６年４月にサービスを提供した実績が確認できる書類」として、サービス提供の翌月に審査される令和６年５月審査分の介護給付費等支払決定通知書を添付していただくこととしています。

Ｑ７：申請者と口座名義人が異なっていても問題ないか。

Ａ７：問題ありません。

Ｑ８：エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金との併給は可能か。

Ａ８：不可能です。